

公 告 書

公告第 361 号

令和 5 年 2 月 22 日

任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者に係る標準報酬月額の取り扱いは、当健康保険組合の規約に基づき、
下記のとおり定めるので公告する。

記

- 1 令和 4 年 9 月 30 日現在における全被保険者の標準報酬月額の平均額

456,603 円

- 2 上記金額を標準報酬の基礎となる報酬月額と見なしたときの標準報酬月額

第 29 等級 470,000 円

- 3 適用年月日 令和 5 年 4 月 1 日

- 4 対象者 令和 4 年 3 月 31 日以前に任意継続被保険者となった方

但し、令和 4 年 4 月 1 日以降に任意継続被保険者となった方は、資格喪失時の標準報酬月額を適用する。ただし、その額が 710 千円を超えるときは、710 千円とする。

サンデン健康保険組合

理事長 大月 孝宏

